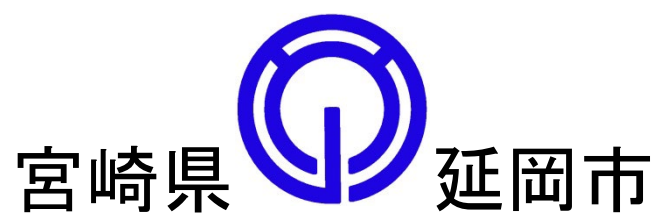


## 道路附属物の個別施設計画



令和 7 年 3 月改定



## 目 次

### 1. 対象施設

### 2. 道路附属物の現状と課題

#### 2.1 管理施設の現状

#### 2.2 道路附属物の課題

### 3. 道路附属物の維持管理の基本的な考え方

#### 3.1 道路附属物管理の基本方針

#### 3.2 管理施設の分類

#### 3.3 点検方法・点検頻度

### 4. 計画期間

### 5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

### 6. 対策費用

### 7. 道路附属物の状態、対策内容、実施時期

#### 7.1 点検結果

#### 7.2 対策内容と実施時期

### 8. 記録

## 1. 対象施設

この施設計画の対象とする道路附属物は、道路法第 19 条の 2 第 1 項の共用管理施設のうち道路の排水その他の道路の管理のための施設又は工作物（以下「道路側溝等」という。）及び道路法第 2 条第 2 項の道路附属物のうち街灯（以下「道路照明施設」という。）を対象とする。

## 2. 道路附属物の現状と課題

### 2.1 管理施設の現状

道路側溝等については、延岡市維持補修計画（平成 30 年 7 月改定）に基づくパトロールによって現状の確認を行っている。道路照明施設については、小規模附属物点検要領（平成 29 年 3 月国土交通省道路局）、および附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成 31 年 3 月 国土交通省 道路局 国道・技術課）に基づいた、点検を予定している。

表 1. 道路側溝等の管理延長

| 道路種別  | 路線管理延長<br>(m) | 道 路 側 溝 等 延 長 (m) |          |         |           |
|-------|---------------|-------------------|----------|---------|-----------|
|       |               | U 型(蓋なし)          | U 型(蓋あり) | L 型     | 合計        |
| 1 級市道 | 123,529       | 15,926            | 59,116   | 37,508  | 112,550   |
| 2 級市道 | 107,021       | 12,707            | 36,871   | 31,028  | 80,606    |
| その他市道 | 1,218,458     | 229,823           | 447,814  | 142,371 | 820,008   |
| 総計    | 1,449,008     | 258,456           | 543,851  | 210,989 | 1,013,163 |

※令和 4 年 3 月現在

表 2. 道路照明施設の管理数

| 区分   | 支柱等<br>照明<br>施設数<br>(基) | 照明種別（ランプ数）（3北含） |     |         |         |         |         |            | 計      |
|------|-------------------------|-----------------|-----|---------|---------|---------|---------|------------|--------|
|      |                         | 片持ち式            |     |         | 埋設<br>式 | 共架式     |         |            |        |
|      |                         | 逆 L 型           | Y 型 | 直線<br>型 | 埋設<br>型 | 共架<br>型 | 添架<br>型 | トンネ<br>ル照明 |        |
| 道路   | 474                     | 174             | 146 | 196     | 129     | 22      | 0       | 0          | 667    |
| 橋梁   | 204                     | 129             | 20  | 35      | 64      | 0       | 9       | 0          | 257    |
| トンネル | 567                     | 7               | 0   | 9       | 0       | 0       | 0       | 551        | 567    |
| 合計   | 1, 245                  | 310             | 166 | 240     | 193     | 22      | 9       | 551        | 1, 491 |

※令和 4 年 3 月現在

## 2.2 道路附属物の課題

設置年が古く、老朽化したものが多く存在するため、修繕を必要とする施設が増加している。

## 3. 道路附属物の維持管理の基本的な考え方

### 3.1 道路附属物管理の基本方針

道路附属物の個別施設計画の策定にあたっては、「延岡市維持補修計画」、「延岡市が管理する道路の維持管理基準」、「小規模附属物点検要領」、「附属物(標識、照明施設等)点検要領」に則った点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで道路利用者及び第三者被害のおそれのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を目指す。

### 3.2 管理施設の分類

道路附属物に生じる事象の区分に応じて分類する。

表 3. 道路側溝等及び道路照明施設の分類

|        | 区分           | 事象                 | 代表的な附属物の種類         |
|--------|--------------|--------------------|--------------------|
| 道路側溝等  | 道路排水の施設又は工作物 | 施設破損事象のおそれがある施設    | U 型（縦断・横断）、L 型、暗渠型 |
| 道路照明施設 | 主に片持ち式の道路照明  | 落下、倒壊事象のおそれがある道路照明 | 逆 L 型、Y 型、直線型      |
|        | 主に共架式の道路照明   | 落下、倒壊事象のおそれがある道路照明 | 共架型、添架型、トンネル照明     |
|        | 主に埋設式の道路照明   | その他                | 埋設型                |

### 3.3 点検方法・点検頻度

表 4. 点検等の頻度

| 区分            | 点検方法 | 点検頻度（案）                           |
|---------------|------|-----------------------------------|
| 道路側溝等         |      | 巡視の機会を通じた状況把握                     |
| 片持ち式<br>共 架 式 |      | 巡視の機会を通じた状況把握                     |
|               | 詳細点検 | 10 年に 1 度                         |
|               | 中間点検 | 5 年に 1 度<br>(詳細点検の補完のために中間的時期に実施) |

橋梁・横断歩道橋に添架された道路照明施設については、道路附属物の点検業務において詳細点検を行う。

#### 4. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、8年とする。

#### 5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮し修繕や交換の優先順位を決定する。

#### 6. 対策費用

計画期間に要する対策費用の概算額や今後の投資計画等を整理する。

#### 7. 道路附属物の状態、対策内容、実施時期

##### 7.1 道路附属物の状態

###### ・道路側溝等の状態

対策が必要な道路側溝等 33 路線 3,010m

###### ・道路照明施設の状態

対策が必要な道路等照明施設 24 路線 512 基

表. 5 照明施設の点検実施状況 (令和4年3月時点)

| 照明区分 | 照明<br>施設数 | 点検状況   |     | 対策の要否 |       |
|------|-----------|--------|-----|-------|-------|
|      |           | 実施     | 未実施 | 対策要   | 対策否   |
| 道路   | 521 基     | 521 基  | 0 基 | 69 基  | 452 基 |
| 橋梁   | 214 基     | 214 基  | 0 基 | 58 基  | 156 基 |
| トンネル | 580 基     | 580 基  | 0 基 | 333 基 | 247 基 |
| 計    | 1315 基    | 1315 基 | 0 基 | 460 基 | 855 基 |

※1. 灯具等落下のおそれの無い、埋設型の照明施設は対象外としている。

※2. 平成30年度以降に新設・更新した照明施設は点検未実施、対策否としている。

※3. トンネル照明について、LED化を図るものは対策要としている。

表. 6 照明施設の点検結果 (令和4年3月時点)

| 照明施設 | I   | II  | III | IV | 計    |
|------|-----|-----|-----|----|------|
| 道路   | 145 | 307 | 69  | 0  | 521  |
| 橋梁   | 95  | 61  | 57  | 1  | 214  |
| トンネル | 460 | 120 | 0   | 0  | 580  |
| 計    | 700 | 488 | 126 | 1  | 1315 |

表. 7 照明施設の対策判定区分

| 健全性 | 施設の状態                                       | 対策の<br>要否      |
|-----|---------------------------------------------|----------------|
| I   | 構造物の機能に支障が生じていない状態                          | 否              |
| II  | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態  | 否<br>(※要の場合有り) |
| III | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態            | 要              |
| IV  | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 | 要              |

※1. 本計画では、健全性IIは経過観察状態として対策否としているが、健全性IIIと同一施設内に健全性IIがある場合などは健全性IIも対策可能とする。  
また、LED化を図るもの以外は対策否としている。

## 7.2 対策内容と実施時期

- ・道路照明施設 箇所毎の表により明示

※別紙参照（対策が必要な道路等照明施設一覧、照明台帳）

- ・道路側溝等 箇所毎の表により明示

※別紙参照（対策が必要な道路側溝一覧）

表 8. 変状の内容と対策方法の目安

| 変状内容          | 状況                         | 対策方法の目安                                  |
|---------------|----------------------------|------------------------------------------|
| 亀裂            | 支柱本体に亀裂がある。                | 早急に本体を撤去する。                              |
|               | 本体以外に亀裂がある。                | 亀裂が生じている部材を撤去する。                         |
| ゆるみ・脱落        | ボルト・ナットにゆるみがある。            | 締め直しを行う。ゆるみ止め対策の実施                       |
|               | ボルト・ナットに脱落がある。             | 早急にボルト・ナットを新設する。ゆるみ止め対策の実施               |
| 破断            | ボルトの破断がある。                 | 早急にボルトを新設する。                             |
| 防食機能の劣化、腐食、孔食 | 局所的な腐食の発生                  | 錆び落としを行い、タッチアップ塗装を行う。                    |
|               | 全体的な腐食の発生                  | 錆び落としを行い、防食を行う。                          |
|               | 腐食による断面欠損や限界板厚を下回る板厚減少がある。 | 早急に本体を撤去する。                              |
|               | 異種金属接触による腐食の発生がある。         | 材料の変更又は絶縁体を施す。                           |
|               | 路面境界部に腐食が発生している。           | 支柱基部の防食対策後に水切りコンクリートを施工する。               |
|               | 貫通した孔食がある。                 | 早急に本体を撤去する。                              |
| 変形・欠損         | 支柱本体に著しい変形・欠損がある。          | 早急に本体を撤去する。                              |
|               | 本体以外に著しい変形・欠損がある。          | 変形や欠損が生じている部材を交換する。                      |
| ひびわれ、うき・剥離    | 基礎コンクリートにひび割れが生じている。       | 基礎コンクリートをはつり、支柱基部の防食対策後に、基礎コンクリートの補修を行う。 |
| 滞水            | 支柱内部に滞水が生じている。             | 排水を行う。                                   |
|               | 基礎コンクリートに滞水が生じている。         | 基礎コンクリートをはつり、支柱基部の防食対策後に、基礎コンクリートの補修を行う。 |
| その他           | 開口部パッキンの劣化                 | パッキンの交換を行う。                              |



## 8. 記録

点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を道路台帳及び道路照明台帳へ確実に記録し、これを保管する